

子どもの権利条例制定 に向けての認識は

問 子どもの権利条例について、①市民の認知状況は。②児童生徒の認知度を高めるための取組は。

答 **福祉事務所長**／①令和元年に全国で実施した意識調査によると、本条例を聞いたことがない大人が四割であり、十分に知られていないとの結果が出ていることから、本市においても、全国と同様と認識している。

教育長／②学校教育においては、道徳や総合的な学習の時間を利用して、子どもの権利に関する授業を実践するほか、本条例そのものを取り上げ、子ども自身の生存・発達・保護・参

加などに関わる様々な権利の認知度向上に努めている。

問 子どもの権利が守られ、子どもが健やかに暮らしていくために、子どもの権利条例の制定が必要であると考えるが、本市の認識は。

答 **福祉事務所長**／現在、子どもの権利を守るための理念などを規定する子ども基本法の制定について国で審議されており、これにより、子どもの権利条例の市民理解を深める取組が推進されるものと認識している。本市においては、国の動向や先進事例を参考に検討していく。

霞 恵介



雑がみリサイクル普及 に向けた取組は

問 雑がみリサイクルについて、一部の自治会では、ごみステーションに雑がみ回収の看板を設置し、回収した雑がみの重さを計測・数値化した住民に報告する取組のほか、広報紙に雑がみの特集記事を掲載するなど、地域で積極的に推進しているが、本市の雑がみリサイクル普及に向けた取組は。

答 **生活環境部長**／雑がみをリサイクルできる大切な資源と位置づけ、令和四年三月に市内に配付したごみの分別・減量ガイドブックでは、イラストを用いて、雑がみの判別方法

や簡単な出し方を紹介するなど、市民のリサイクル意識の定着に努めている。また、職員による出前講座や小中学校での環境教育など、様々な機会を通じて雑がみリサイクルの周知啓発を行っている。



▲ぬまづ分別隊 エコルンジャー

尾藤 正弘



2050年ゼロカーボンシティ実現 に向けた市長の決意は

問 2050年ゼロカーボンシティの実現について、①市長の決意は。②ロードマップ策定に向けた取組と推進条例の制定に対する認識は。

答 **市長**／①脱炭素社会の実現は、行政だけでは困難であり、市民と強力に連携し、全市一丸となって各種施策に臨んでいく。②第二期沼津市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定を行う中で、ロードマップの策定を予定している。条例制定については、事業者等に負担を求める事例もあることから、幅広い観点から調査研究し、検討していく。

問 小中学校における新型コロナウイルス感染症の現状と課題は。

答 **教育長**／文部科学省の定める衛生管理マニュアルに基づき、感染リスクの高い教科や給食、部活動などでは活動の制限や留意点を踏まえた対策に取り組んでいる。また、自然教室などの行事は、学校内と異なる環境下での開放感等により、感染防止対策が緩むことが懸念されるため、いま一度、感染防止対策の徹底を呼びかけ、引き続きクラスター防止対策に努めていく。

渡邊 博夫



本市におけるパワハラ防止 のための取組は

問 本市職員のパワーハラスメント防止に向けた取組は。

答 **企画部長**／各部署にハラスメント相談員を設置しているほか、人事課に窓口を設置し、職員が相談しやすい環境を整備している。また、ハラスメント防止委員会を設置し、必要に応じて事実関係の調査等を行う体制を整備している。さらに、管理職等を対象としたハラスメント防止研修に加え、全職員を対象にアンケートを年一回実施することにより、ハラスメントの早期発見と迅速な対応を図っている。

問 本市職員への育児休業取得の対応状況と改正育児・介護休業法を踏まえた今後の取組は。

答 **企画部長**／法改正前から人事課に相談窓口を設置しているほか、改正後は、課長級職員に対しては、育児休業を取得しやすい職場環境づくりの推進を、新規採用職員に対しては、本制度の理解促進をそれぞれ図っている。育児休業は家庭環境等を踏まえ、職員の意思で申請を行うものではあるが、今後は、男性職員も含めた積極的な休業取得に係る意識の醸成を図っていく。

渡部 一二実

